

病院内保育所施設・設備整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、看護職員の離職防止と再就職の促進を図るため、病院内保育所施設・設備整備事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「病院内保育所施設・設備整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 病院内保育所施設整備事業（新たに病院内保育所を整備する事業をいう。）
 - イ 病院内保育所設備整備事業（新たに病院内保育所を整備する場合に、その病院内保育所の設備を整備する事業をいう。）
- (2) この要綱において「病院内保育所」とは、病院又は診療所（以下「病院等」という。）に勤務する職員の委託を受けて、当該病院等の開設者が乳児又は幼児を保育する施設であり、次のすべてに該当するものをいう。
 - ア 保育する乳児又は幼児が1人以上であるもの。
 - イ 保育する時間が1日当たり8時間以上であるもの。
 - ウ 保育に従事する保育士及び保育助手（保育士以外の者で直接保育に従事しているものをいう。）が2人以上であるもの。
 - エ 保育料を1人当たり月額10,000円以上徴収するもの。
- (3) この要綱において「事業者」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号又は様式第3号）
 - ウ 経費所要額調（様式第4号）
 - エ 収支予算書（様式第5号）
 - オ 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書又は各室の用途を明らかにした平面図及び備品内訳書
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 事業主体の変更

イ 病院内保育所施設整備事業に係るものについては、補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 建物の設置場所の変更(設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(イ) 規模、構造又は用途の変更(機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(ウ) 補助対象事業の事業量の10パーセントを超える変更

ウ 病院内保育所設備整備事業に係るものについては、補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 補助事業の内容の変更

(イ) 補助対象事業の事業量の10パーセントを超える変更

エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具にあつては、1件当たりの取得価格が30万円以上のものに限る。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間)内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書(様式第6号)

イ 変更事業計画書(様式第2号又は様式第3号)

ウ 変更経費所要額調(様式第4号)

エ 変更収支予算書(様式第5号)

オ 変更後の工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書又は変更後の各室の用途を明らかにした平面図及び備品内訳書

第7 遂行状況の報告

(1) 提出書類 1部

事業遂行状況報告書(様式第7号)

(2) 提出時期

別に定める日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書(様式第8号)

イ 事業実績報告書(様式第2号又は様式第3号)

ウ 経費所要額精算書(様式第4号)

エ 収支決算書(様式第5号)

オ 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象施設の概要を示す写真(病院内保育所施設整備事業に限る。)

カ 契約書の写し又は備品購入契約書の写し若しくは備品購入請書の写し(病院内保育所設備整備事業に限る。)

キ 補助事業完了後の建物の構造概要及び各室の用途を明らかにした平面図又は備品内訳書

ク 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書(病院内保育所施設整備事業に限る。)

ケ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は備品の検収調書の写し

(2) 提出期限

事業の完了の日から起算して30日を経過した日(第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第9号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日を経過した日まで

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

別 表

補助の対象		基準額	補助率及び補助額	下限額						
事業の区分	経費									
病院内保育所施設整備事業	病院内保育所運営事業を行う事業者が行う病院内保育所の新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費	<p>1 に掲げる基準面積に、2 の表に掲げる基準単価を乗じて得た額とする。ただし、当該事業に係る病院内保育所の面積が1 に掲げる基準面積に満たない場合又は当該事業の1 平方メートル当たりの単価が2 の表に掲げる基準単価に満たない場合は、当該面積及び単価により算出した額</p> <p>1 基準面積 新築、増改築又は改修ともに収容定員(上限30人)×5㎡</p> <p>2 基準単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構 造</th> <th>単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造又は木造</td> <td>162,300円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>142,200円</td> </tr> </tbody> </table>	構 造	単 価	鉄筋コンクリート造又は木造	162,300円	ブロック造	142,200円	経費の実支出額と基準額とを比較していずれか少ない額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額以内	—
構 造	単 価									
鉄筋コンクリート造又は木造	162,300円									
ブロック造	142,200円									
病院内保育所設備整備事業	病院内保育所運営事業を行う事業者が行う病院内保育所新設に係る初度設備の購入に要する経費	1 か所当たり 1,000千円	経費の実支出額と基準額とを比較していずれか少ない額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額以内	1品につき50,000円						